

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

県から示される標準保険税率において、負担割合は「50対50」を基本に考えられていますが、本市の令和3年度当初課税の応能割・応益割の負担割合は「63.61対36.39」と、応能割の負担割合が大きくなっております。

国保税の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとり、被保険者全体で制度を支えることが重要であることから、今後も、国保税の見直しにあたっては、毎年県より示される標準保険税率等を参考としてまいります。

【担当：国保年金課】

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

本市においては、平成30年度の国保税の税率改正に際し、激変緩和を図るため、平成30年度から令和2年度までの3年間、多子世帯への負担軽減措置として、18歳未満の3人目以降の均等割額を減免する制度を実施していますが、本制度を令和3年度も継続することとしました。

また、国においても、「全世代対応型の社会保障制度」を構築するための関連法案が国会に提出され、6月4日に可決、6月11日に公布されました。この中で、令和4年度から子ども・子育て支援策として未就学児の均等割を5割軽減し、軽減相当額を公費で支援する規定も盛り込まれております。

本市としましても、引き続き、子どもの均等割無料化について埼玉県国保協議会を通じて国に要望してまいります。

【担当：国保年金課】

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）において、市町村国保財政運営を安定的に運営していくためには、納付金や国保事業の実施に係る経費をまかなうために必要な保険税率を設定することが求められており、今後の保険税水準の県内統一にあたっては、全ての法定外繰入の解消が求められています。

本市においても、県の運営方針に沿って、医療費適正化対策や保健事業の強化により支出の抑制を図り、次世代に負担を先送りせず、負担と給付の公平性のもと保険税の急激な負担とならないよう国保財政の健全化を進めてまいります。

【担当：国保年金課】

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

減免については「鴻巣市国民健康保険税条例」第25条の規定により対応していますが、低所得者世帯への対応としましては、均等割を7割・5割・2割軽減する制度が設けられており、平成26年度から令和2年度まで、段階的に軽減判定基準の引き上げが行われてきました。軽減に必要な所得の申告勧奨にも積極的に取り組んでおり、令和2年度の保険基盤安定申請時の軽減対象被保険者は49.48%となっており、軽減対象世帯、被保険者の拡大が図られています。

引き続き、減免制度や均等割軽減制度について、市のホームページや広報に掲載するなど、周知に取り組んでまいります。

【担当：国保年金課】

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

「鴻巣市国民健康保険税条例」第25条第4号の規定に基づき対応しており、令和2年度に引き続き、令和3年度も国の基準に基づき実施します。また、減免制度について、市のホームページや広報に掲載するなど、周知に取り組んでまいります。

【担当：国保年金課】

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免及び徴収猶予については、「鴻巣市国民健康保険に関する規則」第12

条から第 14 条に定める規定及び「鴻巣市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱」により対応しています。生活保護基準を目安とした減免基準については、上記要綱で「生活保護基準に 10 分の 12 を乗じて得た額以下」と規定しております。

【担当：国保年金課】

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請減免制度の申請書については、必要な項目を記入していただくだけの簡便なものになっております。ご不明な点等がありましたら、国保年金課にお問い合わせください。

【担当：国保年金課】

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請には減免を必要とする事由など個人情報等を含むことから、医療機関での申請書類の設置は考えておらず、また、申請事由等は個々の状況により相違するため、国保年金課での申請をお願いしております。

【担当：国保年金課】

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

本市では、国保年金課と収税対策課の連携を密にし、納税者世帯の家計の状況を十分に把握するよう聞き取りを行い、生活困窮などの納税者の状況にも十分に配慮した上で、関係機関を案内するなどして相談に応じています。

【担当：国保年金課】

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

本市では、納税者から相談があれば納税者の世帯の家計を十分に把握するよう聞き取りを行い、真摯な態度で面談等を行っております。

また、給与等の差押えについては、国税徴収法の差押禁止財産の規定を遵守し、十分に検討を重ねたうえで、適切に執行しております。

【担当：収税対策課】

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、

一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

本市では、納期限内に納付がなかった場合、督促状や催告書を発送して未納のお知らせと自主納付を促しています。その通知に対して事業を営む納税者から連絡があった場合には、事業における収支や納税者の世帯における家計の状況などを丁寧に聞き取り、真摯な態度で相談に応じております。

また、差押えについては、納期限内に納付している納税者との公平性を踏まえ、十分に検討を重ねたうえで状況に応じて適切に執行しております。

【担当：収税対策課】

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

本市では、国保年金課と収税対策課の連携を密にして、納税者の世帯における家計の状況を十分に把握するよう聞き取りを行い、真摯な態度で相談に応じております。

資産の差押え及び換価については、納期限内に納付している納税者との公平性を踏まえ、納付可能な資産を持ちながら納付しないと判断した場合等、十分に検討を重ねたうえで処分を執行しております。

【担当：収税対策課】

- (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

本市では、特別な事情が無いにもかかわらず国保税を滞納している世帯に対し、短期被保険者証を発行し、医療機関で受診できるようにしています。

【担当：国保年金課】

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

国保税の納付が困難な場合でも、納税相談の機会を確保することや国保制度や保険証の利用について周知するため、来庁をお願いしています。

【担当：国保年金課】

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

本市では、現在、資格証明書の発行は行っていません。

【担当：国保年金課】

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

今般の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国内での更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとの観点から、国が保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うものです。本市でも、令和2年6月定例会において新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金の支給できるよう条例改正を行いました。厳しい財政事情や様々な就業の形態の被保険者間の公平性などの観点から、恒常的な条例改正は検討しておりません。

【担当：国保年金課】

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

被用者以外の方については、資金繰りなどで傷病手当金とは別の支援スキームがあることから、国・県への財政支援の要請は検討しておりません。

【担当：国保年金課】

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

被保険者を代表する委員は、市の広報紙やホームページで周知を行い、被保険者の市民の方を公募により選出しています。令和元年5月の任期満了に伴い、被保険者代表5名を公募により選出しています。

【担当：国保年金課】

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会では、前述のとおり、公募による被保険者代表5名を委員に選出しており、会議録についてもホームページで公開しています。また会議を傍聴することもできます。

【担当：国保年金課】

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教える

ださい。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

本市では、被保険者の健康増進を図るとともに、更なる受診率の向上を目指して、令和2年度の特定健診から本人負担を無料として実施しています。

【担当：国保年金課】

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

本市では、大腸がん検診と前立腺がん検診は特定健診と同じ期間、また、子宮がん検診と個別乳がん検診の期間は特定健診と重なるように実施し、がん検診と特定健診が同じ期間に受診できるようにしています。

【担当：国保年金課】

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

若い世代の受診率向上のため40歳～44歳を対象に受診勧奨ハガキを送付したほか、県の特定健診未受診者勧奨事業に参加し、対象者の特性に合わせた受診勧奨通知を送付します。また、昨年度はコロナウイルス感染症の影響で中止となりました、特定健診受診プレゼントキャンペーンも実施します。その他、各種団体への受診勧奨、健診の普及啓発などに取り組んでいきます。

【担当：国保年金課】

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健診の結果や特定保健指導の結果等については、個人情報保護法に基づき管理しています。

【担当：国保年金課】

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

国の全世代型社会保障改革の方針の中で示されているとおり、今後、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するために必要な改正であると考えため、窓口負担2割化について、中止するよう要請する考えはありません。

【担当：国保年金課】

- (2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

本市では、令和2年度に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての基本方針と事業計画を策定し、高齢者に対する保健事業を推進しています。健康状態不明者へのアンケート調査により必要な支援につなげていきます。

【担当：国保年金課】

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

保養施設の利用助成については、平成30年度より埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金がなくなりましたが、市単独の事業として契約保養施設に宿泊する場合は、年度に1人1泊3,000円の利用補助を継続して行っています。また、平成31年4月より後期高齢者医療被保険者に対する脳ドック検査料助成を実施しています。

【担当：国保年金課】

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健康診査と、後期高齢者医療被保険者の方を対象とした健康診査は無料で実施しています。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳と80歳に到達した被保険者の方を対象に、後期高齢者健康長寿歯科健診として、歯科健診を無料で実施しています。

また、がん検診については、集団胃がん検診(自己負担500円)、集団肺がん検診(自己負担100円)、集団乳がん検診(自己負担500円)、個別乳がん検診(自己負担1,000円)、個別子宮がん検診(自己負担 子宮頸がん600円、頸体がん1,100円)、個別大腸がん検診(自己負担300円)、個別前立腺がん検診(自己負担1,000円)を実施していますが、生活保護受給者の方は無料で受診できます。また、40歳以上の市民の方に対しては、成人歯科健診(自己負担400円)を実施しているほか、平成30年度からは、20歳の節目に無料で健診を受けられる「20歳の歯科健診」を実施しております。

各健(検)診の自己負担額については、委託料の約1割を目安に設定しておりますが、今後の受診率向上の施策を進める中で、減額についても検討してまいります。

【担当：国保年金課・健康づくり課】

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

- (1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

埼玉県県央地域保健医療・地域医療構想協議会における、公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証について、今後も注視してまいります。

【担当：健康づくり課】

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

令和2年3月27日に、「医師の確保等に関する事項」が第7次埼玉県地域保健医療計画に追加されましたので、計画に基づいて検討されるものと考えております。

【担当：健康づくり課】

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健センターでは、感染症担当を中心に、全職員が一丸となって新型コロナウイルス感染症に対応しております。今後も、1日も早い収束を目指し、業務に取り組んでまいります。

【担当：健康づくり課】

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

高齢者施設等の従事者においては、4月から6月にかけて、埼玉県主導によるPCR検査が実施されています。さらに、公費による定期的なPCR検査の実施につきましては、65歳以上の方や一定の基礎疾患がある方でPCR検査を希望される場合は、市内9か所の医療機関で、市の助成により自己負担5千円で検査が受けられることになっております。

【担当：健康づくり課】

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

感染防止のためにスクリーニング目的で行う大規模なPCR検査の実施につきましては、埼玉県や保健所との調整が必要となりますので、現時点での実施は困難と考えております。

【担当：健康づくり課】

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

本市では、市民の皆さんに安心して早期にワクチンを接種していただけるよう、鴻巣市医師会と調整を重ね、個別接種医療機関での接種数の拡大や集団接種等への協力医療機関の追加などを繰り返し要請してまいりました。その結果、接種に協力いただける医療機関が増え、接種数も拡大しております。市といたしましては、ワクチン接種を希望される皆さんに1日でも早くワクチンを接種していただき、安心して生活が送れるよう、引き続き、地域の医療機関の協力をいただきながら、接種体制の整備・強化に努めてまいります。

【担当：新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム】

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

全国的に保険料は上昇傾向であり、第7期の保険料基準額の全国平均は5,869円(月額)・県平均は5,058円(月額)であるのに対し、第8期の保険料基準額の全国平均は6,014円(月額)・県平均は5,481円(月額)となっております。本市におきましては、第7期期間における保険料基準額は、4,800円(月額)に対し、第8期期間における保険料基準額は、5,200円(月額)となっており、全国平均・県平均と比べて低い金額で推移しています。

保険料の算定を大きく左右する保険給付費の適正化、および、介護予防事業を積極的に行い、また、保険料段階も検討し、引き続き、保険料基準額が大幅な引き上げとにならないよう努めてまいります。

【担当：介護保険課】

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料減免の実施状況は、主たる生計維持者の死亡又は重篤な疾病が2件、155,500円、主たる生計維持者の事業収入等の減少が14件、436,600円、合計16件、592,100円となっており、2021年度も引き続き実施してまいります。

【担当：介護保険課】

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料所得段階の第1段階被保険者の保険料については、消費税増税に伴い、平成27年4月より公費投入による軽減を実施し、併せて第2段階被保険者及び第3段階被保険者の保険料についても令和元年4月、令和2年4月に段階的に、新たに公費を投入して軽減を図っております。

また、介護保険料の減免につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免の要件を追加し、要綱の改正を行いました。本市では、「鴻巣市介護保険料の徴収猶予及び減免の適用基準等に関する要綱」に基づき、適正に実施しております。

【担当：介護保険課】

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

- (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護サービスは、生活に密接に関連し利用に歯止めが利きにくいこと、また、同じ要介護度であっても利用者のニーズが多様であること等の特性があることから、居宅介護サービス及び地域密着型サービスについて、要介護度別に区分支給限度基準額を設定し、一定の制約を設けるとともに、その範囲内でサービスの選択を可能とする仕組みとなっております。現在、独自の助成については検討しておりません。

【担当：介護保険課】

- (2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

利用者負担割合においては、平成27年8月から一定以上の所得を有する方は2割、さらに平成30年8月からは、現役並みの所得を有する方は3割の負担となっており、介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある方についてはご負担いただいております。

また、保険給付においては、介護保険法第2条第3項において、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならないと定められております。同様に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条の2第2項においても、指定居宅介護支援の事業として定められております。また、同基準第13条第1項第8号においても、アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、居宅サービス計画の原案を作成しなければならないと定められております。

今後も利用者の選択に基づき、適切なサービス計画となるよう促してまいります。

【担当：介護保険課】

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、平成17年10月より利用者本人の負担を原則とし、低所得の方については一定の給付（補足給付）を支給しております。令和3年8月からは、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額増額の見直しが行われます。在宅で暮らす方との公平性の観点から、助成制度の検討はしておりません。

【担当：介護保険課】

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

経営が悪化した介護事業所に対しての支援策として、独立行政法人福祉医療機構が行っている当初5年間の無担保・無利子の融資、日本政策金融公庫でも社会福祉法人等への融資があります。経営が悪化した介護事業所を把握した場合には、これらの制度に介護事業者が結びつくように支援してまいります。

【担当：介護保険課】

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

国の予算により埼玉県からの依頼として、マスク、消毒液、手袋などの衛生材料を各事業所に提供するとともに、本市においても消毒入りハンドソープの配布を行いました。今後においても、新型コロナウイルス感染状況に鑑み、対応してまいります。

【担当：介護保険課】

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

高齢者施設に入所・入居されている方への接種につきましては、嘱託医の協力により、5月15日より接種が開始され、2回目の接種も終了しました。また、高齢者施設の従事者につきましても、接種体制が整備されている場合は、特例として施設入所者と同じタイミングで接種を行うことが認められておりますので、接種を希望された方への2回目終了しております。現在、64歳以下で国が示す基礎疾患に該当する方、その他の高齢者施設等の従事者について、7月19日から予約受付を開始し、下旬から接種が始まっております。

なお、介護の入所・通所系事業所に係るPCR検査は、埼玉県により実施されています。

【担当：新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム】

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

市では、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）において特別養護老人ホーム1施設100人を計画しています。また、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスである地域密着型施設としてグループホーム1事業所27人、看護小規模多機能型居宅介護1事業所29人、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1事業所を計画しています。

今後においても高齢化の進展、埼玉県の整備方針との整合を図りながら、一人でも多くの方が施設入所や適切なサービスに結びつくよう施設や在宅サービスの整備に務めてまいります。

【担当：介護保険課】

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

市では、委託している地域包括支援センターに運営方針を明確に示し、現在、介護保険運営協議会などで地域包括支援センターの取組に関する情報を公表しております。今後も

評価・点検等の強化をし、地域包括支援センターの機能を強化してまいります。

また、今後、高齢化の進展に伴う業務量の増加が見込まれるため、地域包括支援センターごとの役割に応じた人員体制の強化を検討してまいります。

【担当：介護保険課】

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

医療的ケアが必要な方に対しマスクと消毒液の配布、市内事業所にはマスク・アルコール消毒液及びハンドソープ等を配布しました。

各事業所をはじめ個人において、新生活様式が定着し、新型コロナウイルス感染防止対策は十分講じられていると考えておりますが、今後も感染率等の状況を注視し、対応を検討してまいります。

【担当：障がい福祉課】

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

令和3年2月に障害者施設（入所系）職員を対象にPCR検査を実施しております。また、コロナ禍の状況下でも、生活に求められる全ての基本は「安心・安全」であることから、市障がい者計画に基づき、障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう関係機関と連携を図り、支援体制の整備・充実に努めてまいります。

【担当：障がい福祉課】

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

施設における人員については厚生労働省で定める基準に従うものとされていますが、新型コロナウイルスの影響により、突発的に状況が悪化する可能性もあることから、施設等と情報共有を図ってまいります。

【担当：障がい福祉課】

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

国が示す基礎疾患に該当する場合は、先行して予約・接種ができますので、希望する方は鴻巣保健センター等へ申請をしていただくよう周知を行いました。7月19日から予約を開始し、下旬から接種が始まっております。また、日ごろから利用している場所で接種が行えるよう、嘱託医と施設で調整をしていただいております。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

令和2年4月に、北本市と「鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センター」を共同設置し、相談体制の整備を図りました。障がい者の相談支援に関する相当の経験と、それに基づく知識と技術を持った職員を配置し、今後も障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的な相談支援や相談支援体制の強化の取組を行ってまいります。

【担当：障がい福祉課】

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

自立支援協議会構成市と協議をする中で、検討してまいります。

【担当：障がい福祉課】

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者を含めた、市・事業者・地域の支援者等で構成する自立支援協議会及び障害者施策推進協議会において、協議を行っております。

【担当：障がい福祉課】

3. 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

共同生活援助事業所（グループホーム）は、令和3年度以降も増加傾向にあり、見込量に対し充足していると考えられます。

【担当：障がい福祉課】

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

自立支援協議会構成機関の相談支援事業所間で、定期的に連絡会を開催し、情報の共有・交換を行い、障がい者等の支援強化を図っております。

また、地域共生社会の実現を図るため、地域生活問題の解決に資する支援を包括的に行

うことを趣旨とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日施行されたことに伴い、庁内及び関係各機関とも喫緊に検討する必要があります。

【担当：障がい福祉課】

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

入所施設利用者が帰省した場合の障害福祉サービスの利用については、帰省された本人や家族の状況を勘案の上、特に必要と認められる場合は、支給決定を行うことは可能です。

【担当：障がい福祉課】

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

対象者の応能負担を設けることにより、真に経済的な給付を必要とする低所得者に対して適切に助成が行われ、負担の公平性が図られるものと考えます。平成31年1月より県が所得制限を導入したことに伴い、本市も県に準じ所得制限を導入しております。

【担当：障がい福祉課】

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

医師会等の協力により、重度心身障害者医療費の現物給付を平成31年4月診療分から、市内の医科・歯科・調剤薬局・訪問看護で行っております。現物給付の広域化については、県や他市町村の動向を注視してまいります。

【担当：障がい福祉課】

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費では、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方を対象としております。2級の方と急性期の精神科への入院の補助については、県内自治体の動向を注視し、調査研究してまいります。

【担当：障がい福祉課】

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度で対応できていると考えており、市内医療機関等への制度の周知も図っております。

【担当：障がい福祉課】

5. 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

本市では、本事業を実施しております。

【担当：障がい福祉課】

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和2年度実績では、6,877,250円となっております。

【担当：障がい福祉課】

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

障がい者生活サポート事業については、一時預かり・移送・外出支援・宿泊等のサービスを提供し、多くの障がい者の方が利用しており、利用登録者及び事業を行う団体の登録数も増えております。

【担当：障がい福祉課】

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

障がい者生活サポート事業の制度の改善については、県内自治体の動向を注視してまいります。

【担当：障がい福祉課】

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

障がい者の方が、地域で安心して自立した生活を過ごせる社会を目指して、障害福祉施策の推進に努めてまいります。

【担当：障がい福祉課】

6. 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円

券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

本市では、高齢者や障がい者などの方の移動手段の確保及び利便性の向上を図るため、タクシーを利用して、自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場間を安心・安全に低額で移動ができる「デマンド交通」を実施しており、令和元年度より「福祉タクシー・デマンド交通共通利用券」として、10,000円分の助成を開始しました。配布枚数の内訳は500円券が16枚、100円券が20枚となっております。

【担当：障がい福祉課】

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

重度心身障害者の外出や生活範囲の拡大を図るため、福祉タクシー・自動車燃料費助成事業を実施しておりますが、所得制限や年齢制限は設けておりません。

なお、福祉タクシー利用券は、デマンド交通との共通券となっており、デマンド交通にも利用できます。

【担当：障がい福祉課】

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

重度心身障害者の外出や生活範囲の拡大を図るため、他自治体の状況を把握していくことは重要と認識しており、引き続き、近隣市町と連携を図ってまいります。

【担当：障がい福祉課】

7. 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

平成25年に「災害対策基本法」の一部改正により、自ら避難することが困難な方を把握するために「避難行動要支援者名簿」の作成が自治体に義務付けられました。

本市では、鴻巣市地域防災計画の中で、避難行動要支援者として、①要介護3以上の要介護認定者、②身体障害者手帳2級以上の身体障がい者、③療育手帳マルA及びAの知的障がい者、④精神障害者保健福祉手帳1級以上の精神障がい者、⑤避難支援を必要とする難病患者、⑥75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯、⑦避難行動要支援者として市長が認める者と規定されております。また、「希望する人」を加えられるかは、個別に検討されることとなります。

登載者の避難経路については、避難支援者が、登載者と連携をとり避難所まで行くこととしておりますが、実際に災害が起こった時は、避難支援者だけでなく、地域の方々も支援者になることが想定されますので、皆様のご協力を得ながら避難していただければと考

えております。

また、学校体育館等の避難場所は基本的なバリアフリーに対応しています。

【担当：福祉課】

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する二次避難所となっています。福祉避難所は、平常時には通所施設等として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設する必要があるため、災害発生から概ね3日程度経過した後に開設することを想定しています。

【担当：障がい福祉課】

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時には、避難所以外へ避難する方についても備蓄物資や救援物資の配布を行うため、一度避難所で受付をしていただき、その旨をお伝えいただくことで物資の配布対象者を把握し、ホームページ等を活用して物資の配布のご案内をします。

また、配布に関しましては、自治会や自主防災組織等の地域の方のご協力をいただくようお願いしたいと考えております。

【担当：危機管理課】

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿は、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号等個人情報に掲載されているため、名簿登載者の同意を得てうえで提供しています。提供先は、避難支援等関係者である①埼玉県中央広域消防本部、②鴻巣市消防団、③埼玉県警察鴻巣警察署、④鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会、⑤鴻巣市社会福祉協議会、各支部社会福祉協議会、⑥鴻巣市自治連合会、⑦市内自主防災組織、⑧指定特定相談支援事業者等、⑨指定居宅介護支援事業者等、⑩避難支援等関係者として市長が認めたものに限定しております。

また、災害時は社会不安の広がりから、民間団体の訪問と偽るなど、災害に便乗した犯罪や窃盗が発生することがありますので、避難支援等関係者以外の団体等には、本人同意なく名簿を開示する予定はありません。

【担当：福祉課】

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

本市では、年々激甚化、頻発化する自然災害等の備えとして、様々な危機事案に対して柔軟かつ迅速に対応するため、令和3年4月から危機管理監を設置するとともに、危機管理課を部から独立させました。

また、感染症発生の対策としまして、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された昨年4月以降、対策本部を危機管理課に設置し、健康や地域医療の整備を担当する健康づくり課と連携して対応しております。

【担当：危機管理課・健康づくり課】

8. 福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

本市では、令和3年度当初予算において、民生費全体で前年度比約2億180万円、障害福祉関連で前年度比約1億2,118万円を増額するなど、コロナ禍においても市民福祉の向上に積極的に取り組んでおります。今後も持続可能なものとしていくために、必要な議論・研究を進めてまいります。

【担当：障がい福祉課】

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日現在、待機児童は3名でしたが、うち2名は5月に入所しております。また、希望した認可保育所に入れない児童数は62名となっております。

【担当：保育課】

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、入所希望者数の状況に応じて弾力的に受け入れておりますが、仮にすべての既存保育所において定員の弾力化を行った場合の年齢別の受け入れ児童総数は、面積的に0歳児が219人、1歳児が329人、2歳児が451人、3歳児が446人、4歳児が460人、5歳児が487人となります。

【担当：保育課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童解消のために、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき入所定員の拡大を図

ることを計画的に進めており、令和3年4月には、吹上地域に定員90人の私立保育所が開園いたしました。

また、令和4年4月には、鴻巣地域において、私立幼稚園が定員60人の認定こども園へ移行する予定となっております。

【担当：保育課】

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の処遇の向上を図るために必要な助成をすることにより、実施保育所等の拡大を図ってまいります。

【担当：保育課】

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が認可施設に移行する際の施設整備の補助金については、国の要綱に基づき補助してまいります。

【担当：保育課】

2. **新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。**

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

保育所等において、職員が感染症対策の徹底を図り保育を継続的に実施していくための必要な経費（かかり増し経費）について、保育環境改善等事業として今後も必要な予算を確保してまいります。

【担当：保育課】

3. **待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

子ども・子育て支援新制度の公定価格には、保育に携わる人材の確保及び質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくために、職員の処遇改善費を組み込んでおり、職員勤続年数によって加算しております。また、平成29年度から技能、経験に応じた処遇改善が導入され、キャリアアップできる組織体制の整備や保育士の処遇改善に活用されております。

なお、保育を支える保育士の確保は急務となっており、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的に、保育士宿舎借上支援事業、保育体制強化事業や保育補助者雇上強化

事業の活用により、保育士の負担軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備するための補助を行っております。

今後におきましても、国・県の補助を活用するとともに、市単独補助としての職員処遇改善費を継続し、職員の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

【担当：保育課】

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、保育料の一部として保護者にご負担いただいております。また、在宅で子育てする場合でも生じる費用であることから、幼稚園、保育所等の3歳から5歳までの子どもの食材料費については主食費、副食費ともに保護者の方にご負担いただいております。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもや第3子以降の子どもについては、副食費の免除をしており、子育て世帯への負担軽減が図られるものとなっています。

【担当：保育課】

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

無償化の対象となる認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たす必要がありますが、同基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすまでの経過措置として、5年間の猶予期間が設けられております。市内の認可外保育施設は、すべての施設が児童福祉法に基づく届出をしており、かつ国が定めた認可外保育施設の指導監督基準を満たしています。また、市では国の基準に基づく指導監督等を行い、立入調査を実施しています。

【担当：保育課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

育児休業を取得した場合でも、継続して保育所を利用できる体制を整えております。

今後におきましても、保育需要の推移を勘案しつつ、国や県、民間保育園及び幼稚園とも協議をしながら、保育環境の確保を図ってまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

放課後児童クラブの施設の整備につきましては、原則、学校内での余裕教室を利用し、それが困難な場合は、他の公共施設や民間活力により確保を進めております。各放課後児童クラブの現状が大きく異なることから、クラブごとの整備方法を検討し対応しています。

また、支援単位につきましては、適正規模で運営が行えるように小学校の余裕教室や公共施設を活用し対応しています。

【担当：こども応援課】

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童クラブの運営については、国の補助事業を積極的に活用してまいります。

【担当：こども応援課】

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

県単独事業については、国・県の補助金交付要綱に基づき補助申請を行っております。

【担当：こども応援課】

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

本市では、平成 18 年 4 月から、入院・通院ともに中学校修了までを対象とし、県内でも早い年齢拡大の導入をいたしました。その後も、平成 28 年度から、18 歳年度末までのお子さんを 3 人以上養育している多子世帯について、入院・通院とも対象年齢を 18 歳年度

末まで拡大するとともに、平成30年4月診療分から、入院費に限り、保険加入全世帯において18歳年度末まで拡大しました。さらに、令和2年4月診療分から、通院についても18歳年度末まで拡大しております。

【担当：子育て支援課】

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

本市では、昨年度から、対象年齢を18歳年度末まで拡充しましたが、本来、こどもの医療費については、教育と同様、居住地に関係なく保障されるべきものであり、少子化対策や貧困格差解消策として、すべての子どもが適切に医療機関を受診できる環境を整えることが、国の重要な役割であると考えております。

このようなことから、居住地による医療格差が生じることがないように、国、県に対し、全国、全県一律の補助を含めた制度を創設していただけるよう、機会を捉えて要請してまいります。

【担当：子育て支援課】

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

本市のホームページや生活保護のしおりの冒頭に「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。ためらわずにご相談ください。」と明記し、生活に困窮する方が相談・申請しやすいよう心がけています。また、市役所と両支所の相談窓口には「保護のしおり」を備え、相談に来られた方に懇切丁寧な対応をしています。

【担当：福祉課】

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会は行わないよう改善してください。

【回答】

生活保護申請時には扶養義務者との関係性を丁寧に聞き取り、生活保護問答集第5「扶養義務の取扱い」のとおり、扶養義務の履行が期待できない方へ「扶養照会の発送はしな

い」取り扱いをしています。

【担当：福祉課】

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

保護決定・変更通知書の記載はシステムから出力された文言だけではなく、加算や稼働収入の認定については、個別に加算額や収入額・控除額等の金額も記載し利用者の方が見て分かりやすい通知となるようにしています。

【担当：福祉課】

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

本市福祉事務所のケースワーカーの人員は、国の定める基準を満たした状況となっています。また、社会福祉主事・社会福祉士の他、保健師も配置し、県や近隣自治体を実施する研修に積極的に参加する等、資質の向上を図り、懇切・丁寧な対応を行っております。

【担当：福祉課】

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

本市には無料低額宿泊所がなく、社宅の退去を迫られた方に対してはアパートへの入居を支援するようにしています。

【担当：福祉課】

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業は本市では鴻巣市社会福祉協議会で実施していますが、要保護世帯の方から相談があったときは、すみやかに生活保護担当と連携し、必要な支援が受けられるようにしています。

【担当：福祉課】

以上